

令和8年度

山王海葛丸農業水利事業

南幹線用水路他用地測量調査（その1）業務

特別仕様書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特別仕様書は、山王海葛丸農業水利事業南幹線用水路他用地測量調査(その1)業務(以下「本業務」という。)に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知)別記(I)用地調査等業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるほか、本特別仕様書により実施する。

なお、今後共通仕様書に改正があった場合は、改正後の共通仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

岩手県紫波郡紫波町土館字弥勒地地内他(別添位置図のとおり)

(2) 地域区分及び調査区域

1) 用地測量業務

- ① 地域区分は、耕地とする。
- ② 調査区域延長は、1,887.68mとする。
- ③ 調査区域面積は、1.28haとする。

2) 用地調査業務

- ① 立竹木調査・算定の面積は、590㎡とする。

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は、以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は、下記(2)の照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

① 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用

地調査等業務に 10 年以上従事した者

② 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（低入札価格契約における第三者照査）

第 6 条 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ① 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 照査技術者と同等の技術資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と併せて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 14 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と

併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第 2 章 測量条件及び貸与資料等

（測量の基準及び精度等）

第 7 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- （1）測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。
- （2）測量及び面積測量の精度区分は、「甲三」とする。
- （3）縮尺は、1/500 とする。

（貸与資料）

第 8 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数量	備考
令和 7 年度 山王海葛丸農業水利事業 南幹線水路実施設計（その 1）業務 成果物	1 式	
令和 7 年度 山王海葛丸農業水利事業 稻荷幹線水路実施設計（その 2）業務 成果物	1 式	
令和 7 年度 山王海葛丸農業水利事業 稻荷頭首工実施設計（その 2）業務 成果物	1 式	
その他必要な資料	1 式	

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第 3 章 作業項目及び内容

（作業項目及び数量）

第 9 条 本業務の作業項目及び数量は、「別紙－1 作業項目及び数量」のとおりである。

（指示事項）

第 10 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- （1）公共用地管理者との打合せ
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。
- （2）土地の登記記録調査
土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。
- （3）権利者確認調査（当初）
登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて、戸籍謄本等を提出するものとする。

る。

(4) 地図の転写及び転写連続図作成

図面の用紙は、ポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(5) 依頼書作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成するものとする。

(6) 協議書作成

境界確定作業完了後において用地実測図等に押印を求めるときの必要書類を作成するものとする。

(7) 境界確認

① 立会い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。

② 杭の材料はプラスチック杭とし、規格は4.5cm×4.5cm×45cmとする。

③ 杭頭部は赤色のペイントで着色し、杭には点番号等を記すものとする。

(8) 用地境界仮杭設置

① 杭の材料はプラスチック杭とし、規格は7.0cm×7.0cm×60cmとする。

② 杭頭部は黄色のペイントで着色し、杭には点番号等を記すものとする。

(9) 面積計算

土地取得、仮設用地等土地使用する用地及び占・使用する範囲について面積計算を行うものとする。

(10) 用地実測図作成

図面の用紙は、ポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(11) 用地平面図等作成

① 用地実測図を基に、土地取得、土地使用図及び占・使用求積図を作成する。また境界点番号図及びその他必要な資料を打合せに応じて作成する。

② 土地使用図に面積計算の結果を求積表として記載する。

③ 図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(12) 土地調書作成

土地取得、仮設用地等土地使用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。

(13) 地積測量図等の作成

地積測量図(案)及び土地所在図(案)の作成は、不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18)第73条から第78条及び不動産登記事務取扱準則(平成17年2月25日法務省民二第456号法務省民事局長通達)第50条から第51条までの規定による。

(14) 立竹木の調査

① 立木の測定方法は次により行うこととする。

ア 胸高直径

(ア)測定位置は、地際(地表面)より120センチメートル上方の幹とする。

(イ)測定方法は、輪尺又は直径巻尺により行う。なお、輪尺を用いる場合、胸高直径の断面が不整形で最小径と最大径の差が特に著しい時は平均直径とする。

(ウ)測定位置に枝節又はこぶ等があり異形をなす立木は、測定値の上下におけるそれぞれの直径を測定し平均する。

(エ) 胸高部以下で分岐し、幹枝の区別の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして測定する。

イ 根本周囲及び株回り

巻尺を用いて地際を測定する。

ウ 枝幅

樹冠の最長、最短の測定値を平均する。

エ 樹高

地際（傾斜地においては山側地際）より梢頭（樹冠の最端）までの垂直の高さを測定する。なお、徒長枝（樹冠線の外に飛び出した枝）は含まない。

② 用材林立木については、間伐等による適正な立木密度が確保されているか等の管理の程度を調査する。

(15) 3級基準点測量及び4級基準点測量

① 農林水産省農村振興局測量作業規程第24条の作業計画については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。

② 測量作業の実施にあたっては特に留意する点は次のとおりである。

ア 成果の検定

測量成果の検定については、農林水産省測量作業規程第14条（測量成果の検定）によるものとする。

イ 資料収集

測量に必要な三角点、水準点、公図等の作成に必要な資料の補足は、受注者において入手するものとする。

第4章 成果物

（成果物等）

第11条 提出する成果物及び提出部数等は、「別紙ー2 成果物一覧表」のとおりである。

2 電子データの提出に当たっては、農林水産省「設計業務等の電子納品要領（案）」及び「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて媒体を作成し、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を行うものとする。

3 監督職員の指示により、その他必要な資料として成果物取りまとめに使用した資料を提出するものとする。

4 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地 70-3

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第5章 業務実績データの作成及び登録

（登録機関）

第12条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRISセンター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第 13 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第 11 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (3) 第 14 条に示す「管理技術者及び打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第 7 章 打合せ

(管理技術者及び打合せ)

第 14 条 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び業務従事者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局山王海葛丸農業水利事業所とする。

- ① 業務に着手するとき
- ② 業務の中間 1 回
- ③ 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

第 8 章 その他

(疑義)

第 15 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

作業項目及び数量

作 業 項 目	単 位	数 量				備 考
		南幹線 用水路	稻荷頭 首工	稻荷幹線 用水路	計	
(用地測量業務)						
(1) 作業計画	業務				1	—
(2) 現地踏査	業務				1	耕地
(3) 公共用地管理者との打合せ	業務				1	—
(4) 土地の登記記録調査	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(5) 権利者確認調査(当初)	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(6) 地図の転写	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(7) 転写連続図作成	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	—
(8) 依頼書作成	km	0.88	0.10	0.03	1.01	—
(9) 協議書作成	km	0.88	0.10	0.03	1.01	—
(10) 境界確認	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(11) 土地境界確認書作成	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(12) 境界測量	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(13) 用地境界仮杭設置	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(14) 境界点間測量	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(15) 面積計算	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(16) 用地実測図作成	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	1/500
(17) 用地平面図等作成	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	1/500
(18) 土地調書作成	ha	1.10	0.12	0.06	1.28	耕地
(19) 地積測量図等作成	ha	—	0.07	—	0.07	耕地
(20) 路線測量 用地幅杭設置測量	km	1.76	0.10	—	1.86	耕地・丘陵地
(21) 4級基準点測量	点	17	2	1	20	耕地・丘陵地
(22) 3級基準点測量	点	1	—	—	1	耕地・丘陵地
(用地調査業務)						
(1) 作業計画の策定	業務				1	—
(2) 建物等調査(現地踏査)	業務				1	—
(3) 立竹木調査・算定	1000㎡	—	0.59	—	0.59	用材林・当初 調査・丘陵地
(4) 物件調書作成	枚	—	2	—	2	—

成果物一覧表

(施設名) 南幹線用水路

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 土地の登記記録調査表	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(2) 権利者調査表	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(3) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(4) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(5) 用地実測図等 ① 地図の転写図 ② 地図の転写連続図 ③ 用地実測図 ④ 土地使用図 ⑤ 境界点番号図	電子データ	正副2部	C D-R等
	原図	1部	図面ファイル
	書面	1部	綴じ込み
(6) 土地調書	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(7) 基準点測量成果簿	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み

(施設名) 稻荷頭首工

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 土地の登記記録調査表	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(2) 権利者調査表	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(3) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(4) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	C D-R等
	書面	1部	綴じ込み
(5) 用地実測図等 ① 地図の転写図	電子データ	正副2部	C D-R等
	原図	1部	図面ファイル

② 地図の転写連続図 ③ 用地実測図 ④ 土地使用図 ⑤ 境界点番号図	書面	1部	綴じ込み
(6) 土地調書	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(7) 地積測量図等	電子データ	正副2部	C D - R 等
	原図	1部	図面ファイル
	書面	1部	綴じ込み
(8) 基準点測量成果簿	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(9) 立竹木の図面	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(10) 立竹木の調査書	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(11) 立竹木補償額算定調書	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(12) 物件調書	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み

(施設名) 稲荷幹線用水路

成 果 物	数 量	装 丁 等	
(1) 土地の登記記録調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(2) 権利者調査表	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(3) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(4) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(5) 用地実測図等 ① 地図の転写図 ② 地図の転写連続図 ③ 用地実測図 ④ 土地使用図 ⑤ 境界点番号図	電子データ	正副2部	C D - R 等
	原図	1部	図面ファイル
	書面	1部	綴じ込み

(6) 土地調書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み
(7) 基準点測量成果簿	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み

注) 成果物の電子データCD-R等は全体で正副2枚とする。

また、書面(原本含む)及び原図は、原則施設毎にまとめて、全体で1部とする。

別添

位置図

